

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

第1節 市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な各部局の平素の業務、初動体制の整備など組織・体制の整備について定める。

1 市の各部における平素の準備業務

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、地域防災計画に定める災害予防事務を基本として、平素から準備を行う。

資料編【資料2】参照

2 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、特に、勤務時間外においては、宿日直者や消防局との連携を図りながら、速やかに市長及び危機管理室職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、保護措置の体制整備を行うとともに、参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(4) 職員の連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理室職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等の携行や、外出先の明確化などにより、常時、電話・メール等による連絡がとれるようにしておく。

(5) 参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長 市長	助 役	市長付参事 (危機管理担当)	総務部長
副本部長 助役	市長付参事 (危機管理担当)	総務部長	総合政策部長

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県との緊密な連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県との間で、特に、調整が必要な分野における連携に留意するとともに、緊密な情報の共有を図る。

(2) 県が行う事務の代行への備え

市は、県が市長の行うべき保護措置の全部又は一部を市長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、県と調整を図る。

(3) 県保護計画との整合性の確保

市は、県との協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、県が近接する市町相互の市町保護計画の内容について協議するため県民局単位に設置する市町連絡会議を活用しつつ、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

- ア. 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（阪神7市1町 H9.11.1）
- イ. 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（H10.3.16）
- ウ. 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（H9.7.10）
- エ. 近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（H10.12.1）
- オ. 災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定（H12.8.1）
- カ. 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（H8.1.16）
- キ. 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（H17.9.1）

（2）消防機関の連携体制の整備

市は、消防の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

- ア. 大阪府豊中市・兵庫県伊丹市消防相互応援協定（S41.12.10）
- イ. 兵庫県伊丹市・大阪府池田市消防相互応援協定（S41.12.10）
- ウ. 大阪市伊丹市消防相互応援協定（S43.3.9）
- エ. 中国縦貫自動車道茨木・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書（S54.6.7）
- オ. 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定書（H3.4.1）
- カ. 大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書（S46.12.1）
- キ. 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定（S62.8.12）
- ク. 兵庫県広域消防相互応援協定（S63.8.1）
- ケ. 阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定（H10.4.2）
- コ. 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定（H13.3.15）

【NBC対応資機材の保有状況】（平成18年4月1日現在）

資機材名	東署	西署	計	備考
放射線防護服	2	5	7	東消式
放射線測定器	1	2	3	TGS111・GMサーベイメーター
警報付ポケット線量計	1		1	
ポケット線量計	1		1	
陽圧式化学防護服	8	5	13	陽圧式
防毒衣		4	4	ドレゲルマスタープロ 2 TS410 2
防毒マスク	3	7	10	
化学物質検知器	1式		1	

資機材名	東署	西署	計	備考
中和剤散布器	1	1	2	
除染シャワー	1式		1	マルヤマ
生物剤検知紙セット	1式		1	
化学剤検知紙セット	1式		1	
陽圧式化学防護服用気密試験器	1式		1	
被除洗者用簡易服	10式		10	
有毒ガス検知管	1式		1	ドレーゲル
有毒ガス測定器	2	2	4	ドレーゲル、ケミデックス

4 指定公共機関等その他関係機関との連携

(1) 指定公共機関等との連携

市は、市域内の指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくなど指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：災害のための協定等一覧】

〔災害対応〕

- ・大規模災害時の相互応援に関する協定（モーターボート競走開催16市1町）（H9.3.27）
- ・災害時における伊丹市と伊丹市内郵便局との相互協力に関する覚書（H12.3.24）

〔放送〕

- ・災害時における緊急放送の実施に関する協定（伊丹コミュニティ放送(株)）（H9.4.1）
- ・CATV番組制作委託契約（(株)ベイ・コミュニケーションズ）

〔食糧・物資〕

- ・災害における食糧等供給に関する協定（H9.4.1）イヅミヤ(株) 昆陽店・(株)関西スーパーマーケット・(株)エース・日本クッカー(株)・(株)オイシス・生活協同組合コープ神戸（H9.5.15）伊丹産業(株)・伊丹家電事業協同組合・(株)阪神月星（H15.1.1）イオン(株)西日本カンパニー

〔トイレ〕

- ・災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定（㈱ダスキン ダスキンレントオール伊丹ステーション・㈱レンタルのニッケン）（H16.9.1）

〔輸 送〕

- ・災害における食糧等供給に関する協定（赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合・伊丹陸運㈱・日本通運㈱ 伊丹営業所）（H9.4.1）

第3節 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取り組みや市民との連携等について示す。

1 市民に期待される取組

(1) 住民及び自治会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所に期待される取組

① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 情報の収集、伝達の方法と経路を確認する。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認する。
- オ 役割分担、避難や連絡方法、来客等の誘導方法などをあらかじめ決めておき、周知する。
- カ 市（消防）と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。
- キ 専門的な資機材やスキル、又、その組織力を活かし、自治会、自主防災組織等と連携を図りながら、地域における情報伝達、消火、救助等の体制を構築する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客に伝達する。
- イ 混乱防止に留意し、従業員により、顧客の避難誘導を行う。
- ウ 高齢者、障害者、乳幼児等の従業員、来客の避難に留意し、必要に応じて補助

- する。
- エ 従業員等の安否確認を行う。
- オ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。
- カ 自主防災組織や自治会等と連携し、専門的な資機材やスキル、又、その組織力を活かし、周辺住民等への情報伝達や避難誘導、消火、救助等の活動を行う。

2 市民との連携

(1) 住民及び自治会等との連携

市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取り組みに対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

3 自主防災組織に対する支援（法4条3項）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、防災訓練を基本とした保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

4 ボランティア活動への支援（法4条3項）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、伊丹市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第4節 通信の確保

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

(1) 非常通信体制の整備

市は、地域防災計画に基づき、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政無線等の無線設備の整備を図りつつ、デジタル化への移行の課題を視野に入れながら、通信体制の維持向上に努める。加入電話や携帯電話などが使用できない場合で、その他の有線通信を利用することができないとき又は著しく困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

特に、無線従事者の確保が重要となることから、年次的に無線従事者の育成に努め、無線従事者の初動時の参集可能性を勘案し、確実な無線運用体制を検討する。

【参考】地域防災計画 第2編 第1章
第10節 災害通信体制の整備

2 情報通信機器等の活用

(1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県が整備する市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を高速デジタル専用線やISDN回線で結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

市は、衛星通信にISDNや移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などのさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

第5節 情報収集・提供等の体制整備

警報の通知及び伝達、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

①施設・設備面

- 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 画像による被災現場の状況把握を行うため、現在、整備している静止画電送装置の充実や新たな設備の導入などを検討する。
- 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

②運用面

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、コミュニティFM放送、

緊急災害情報メール及び広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、日本語の理解できない外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備の検討

市は、国において、開発・整備が検討されている全国瞬時警報システム（J-ALERT）の動向を踏まえ、デジタル化への移行にあわせて、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備について検討を図る。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、コミュニティFM放送、インターネット、CATV、緊急災害情報メール等多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容を迅速に伝達すべき施設として、区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設を把握しておくとともに、県との役割分担を踏まえて連絡先、連絡方法等について定めておく。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、

期待される役割について周知するとともに、技術的な支援を行う。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類

市長及び知事は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、以下の安否情報を収集するものとされており、その報告方法等については、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）による。

【収集・報告すべき情報】（令23条第1項・2項、令24条第1項）

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、担当窓口の明確化など市対策本部事務局の体制を整備するとともに、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行い、連携体制の構築に努める。

(3) 安否情報の収集のための準備

市は、県との役割分担のもと安否情報の収集について協力を求める可能性のある区域内の医療機関、諸学校、大規模事業所等の連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、避難施設の管理者等に対して、あらかじめ安否情報の報告先、報告手段等を周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当窓口の明確化など市対策本部事務局等の体制整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡の担当窓口の担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

あわせて、県対策本部事務局等への報告が速やかに行われるよう、報告先、報告手段等を把握しておく。

第6節 研修及び訓練

市が実施する研修及び訓練について定める。

1 研 修

(1) 国の研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関等における研修の活用

市は、県が実施する自治研修所、消防学校、人と防災未来センター等における研修課程などを有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても、積極的に活用する。

2 訓 練（法42条）

(1) 訓練の実施

市は、国、県、市町等関係機関と共同して、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、市は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

【訓練の例】

訓練の形態	訓 練 の 項 目
市対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害 への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。
- ② 訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 住民に対し、広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ④ 訓練の実施においては、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市長は、避難の指示の伝達や、避難実施要領の策定等により避難誘導を行うとともに、救援に関する措置の補助等を行うことから、避難及び救援に関する平素からの備えについて示す。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト（※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト（※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）（※ 消防機関の装備資機材のリスト）

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

① 避難支援システムの確立

市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取り組みとして行う避難支援システムを構築し、住民との協働のもと、災害時要援護者の避難支援を行う。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院および社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取り扱いに注意しつつ、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、一覧表を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの活用

市は、高齢者、障害者等との緊急通報システムを活用し、その周知に努めるとともに、福祉所管部と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するものとする。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するとともに、特に、避難経路の選定等について県、県警察から必要な助言を受けて作成するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や県の行う救援を補助する場合について、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者等の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)
 - ④ ヘリポート (ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)
阪048	伊丹市鴻池字上玉田内式番	伊丹市スポーツセンター陸上競技場	財団法人伊丹スポーツセンター理事長	783-5613	川崎 CH-47J	185×110
阪049	伊丹市東桑津字池田川筋地先	猪名川第3運動広場B	近畿地方整備局長	06-6493-1281	川崎 CH-47J	98×65

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所について、

地域防災計画に定める一時避難所を基本として指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

○災害救急医療システムの充実

市は、民間の医療機関を含む医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に、初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から応急的に医療を実施する体制を整備するとともに、災害拠点病院、市立伊丹病院、近畿中央病院、医師会等との連携を図る。

【参考】 地域防災計画 第2編 第1章
第19節 医療救護体制の整備

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、市民の生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保について、特に配慮する必要があることから、これらの施設に関する平素からの備えについて示す。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の定義（法102条1項）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令27条・28条）

施行令		施 設 の 種 類	所管省庁名
27条1号		発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
27条2号		ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条3号		取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	厚生労働省
27条4号		鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省
27条5号		電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号		放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条7号		水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号		滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号		ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省
27条10号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条10号	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	文部科学省、経済産業省
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	文部科学省、経済産業省

施行令		施 設 の 種 類	所管省庁名
	28条 7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	文部科学省
	28条 8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条 9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条 10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条 11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 生活関連等施設の把握

市は、その市域内に所在する生活関連等施設について、県からの情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

【把握しておくべき施設の情報】

・ 施設の種類	・ 連絡先
・ 名称	・ 危険物質等の内容物
・ 所在地	・ 施設の規模
・ 管理者名	

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県警察との連携を図りつつ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

【予防対策の例】

1 庁内の緊密な情報連携
2 庁舎内における不審物の有無の点検
（1）庁舎内の巡回点検
（2）登庁時及び退庁時の執務室内の点検
（3）不審物発見時の警察等への通報
（4）退庁時の施錠徹底
3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

保護措置を実施する上で必要な物資及び資材について、その備蓄、整備のあり方について示す。

1 物資及び資材の備蓄、整備（法142条、145条、146条）

（1）防災のための備蓄との相互補完

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄し、または、調達体制を整備する。

【参考：地域防災計画に定めている備蓄体制等】

第2編 第1章災害予防対策 第16節 食糧供給体制の整備
第17節 給水体制の整備
第18節 生活必需品体制の整備
第19節 医療救護体制の整備

（2）保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

（3）県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（1）施設及び設備の整備及び点検及び代替性の確保

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検するとともに、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

（2）復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既

存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 啓発

武力攻撃災害による被害の最小化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、広報番組、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発活動との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発活動とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、これまでの防災教育の取り組みの成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市民が取るべき対処等の啓発

- ① 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、市民への周知を図る。
- ② 市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に市民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、市民に対し周知するよう努める。
- ③ 市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- ④ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して、各事業所等に対する啓発にも努める。

(2) 自動車の運転者が取るべき措置の周知徹底

市は、県警察と連携して、武力攻撃事態等において自動車の運転者が取るべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。